

令和8年7月12日執行白馬村議会議員再選挙 立候補予定者説明会

日時 令和8年6月1日（月）午後1時30分から

場所 白馬村役場 201・202 会議室

次 第

開 会

1 委員長あいさつ

2 説 明

(1) 立候補の届出について

(2) 選挙運動について

○日本郵便株式会社大町郵便局より

○北アルプス地域振興局より

○大町警察署より

3 質 疑

閉 会

令和 8 年 7 月 1 2 日 執行
白馬村議会議員再選挙

立候補予定者説明会

資 料

白馬村選挙管理委員会

立候補予定者、運動員の皆さんへ

この白馬村議会議員再選挙は、わたしたち村民にとって身近な選挙です。

ただ、身近であるがために激しい選挙戦が予想され、強い関心と同時に、選挙運動に関して脱線行為が最も懸念される選挙でもあります。

また、中央においては、相次ぐ政治家のスキャンダルに、国民の政治に対する不信・失望は深刻さを極め、政治の浄化、政治の刷新が強く求められているところです。

こうした状況を踏まえ、候補者及び選挙運動員の皆さんには、明るく正しい選挙の意識を高め、この「説明会資料」、「地方選挙の手引」、「公費負担(選挙公営)の手引」等を十分研究していただき、クリーンな選挙が行われますようお願い致します。ただし、この説明会資料は、公職選挙法の中から最小限の範囲で抜粋したものですので、資料等で不明な事項については勝手に判断することなく、選挙管理委員会にお問い合わせいただき、くれぐれも間違いのない運動を進めてください。また、説明会資料・手引きの中身については、説明会出席者だけではなく、これから選挙運動に携わる方々全員に周知徹底され、「明るい選挙推進の村」にふさわしい選挙で終わりますよう切望致します。

本選挙は住民の代表を選ぶ非常に意義のある選挙です。決して誹謗中傷等で相手を陥れるような下劣な選挙戦でなく、高い志を持った者同士が、「未来の白馬」への課題に対する政策をぶつけ合い、良民の審判を仰ぐ立派な選挙戦となることを強く希望します。

白馬村選挙管理委員会 委員長 松澤 茂徳

I

～ 立候補手続き編 ～

第1章 白馬村議会議員再選挙に関する期日等

月日	曜日	選挙行事	時間及び場所
6.1	月	立候補予定者説明会	13:30～（白馬村役場2階201・202会議室）
30	火	届出書類事前審査	13:00～17:00（白馬村役場2階庁議室）
7.6	月	選挙運動用自動車検査 供託金納付 選挙人名簿基準日・登録日	11:00～12:00（白馬村役場駐車場） 告示日前日までに納付（長野地方法務局大町支所）
7	火	【告示】 立候補受付 選挙運動開始 氏名掲示記載順序を決めるくじ 選挙公報掲載順序を決めるくじ 選挙人名簿閲覧禁止 政党その他の政治団体等の選挙に おける政治活動の制限開始	8:30～17:00（白馬村役場2階201・202会議室） 立候補届出受理後から 17:00～（白馬村役場3階 302会議室） 同 上
8	水	期日前投票開始 不在者投票開始	8:30～20:00（白馬村役場2階201・202会議室） 同 上
9	木	公営施設使用の個人演説会開始 選挙立会人届出期限 選挙立会人を決めるくじ （届出が10人以上の場合）	（公営施設） 17:00まで（白馬村役場2階201・202会議室） 17:00～（白馬村役場2階庁議室）
11	土	期日前投票最終日 不在者投票最終日 選挙運動最終日	8:30～20:00（白馬村役場201・202会議室） 同 上
12	日	【投票】 【開票・選挙会】 立会人・参観人等受付 開票開始 開票結果速報（行政無線による）	7:00～19:00（村内8投票所） 19:30～（白馬村役場2階201・202会議室） 20:00（白馬村役場2階201・202会議室） 1-テレ白馬で 中継予定 開票終了後
13	月	当選証書附与	9:00～（白馬村役場2階201・202会議室）
18	土	村との請負関係有しない旨の届出 最終日	17:00まで（役場）
27	月	収支報告書提出最終日 （当落に関係なく全員提出）	17:00まで（役場）

第2章 立候補の届出等

1 候補者となるための禁止及び制限事項

(1) 重複立候補の禁止

一度ある選挙において立候補届を受理された者は、その選挙期日が過ぎるまでは、他の選挙に立候補することはできない。

(2) 被選挙権のない者の立候補の禁止

- ①日本国籍でない者
- ②選挙期日現在の満年齢が25歳に達しない者
- ③白馬村議会議員選挙の選挙権を有しない者
(地方公共団体の議会の議員の場合には引き続き3ヶ月以上の住所要件が必要)
- ④成年被後見人
- ⑤禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ⑥禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者
(刑の執行猶予中の者を除く)
- ⑦公職にある間に犯した収賄罪または公職者あっせん利得罪により刑に処せられ、実刑期間経過後10年間を経過しない者、または刑の執行猶予中の者
- ⑧選挙犯罪によって禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者
- ⑨選挙犯罪によって選挙権及び被選挙権が停止されている者
- ⑩政治資金規正法に定める犯罪により選挙権及び被選挙権が停止されている者

(3) 公務員の立候補の制限

「地方選挙の手引」参照

2 届出日時

令和8年7月7(火) 午前8時30分～午後5時00分

3 受付場所

白馬村役場201・202会議室

4 受付順序

受付の順序は、受付会場に到着した順とする。

ただし、受付開始時刻前(午前8時30分以前)に到着した者が2名以上あるときは、「受付順序決定のくじを引く順」を決めるくじを引き、その順に従って受付順序決定のくじを引き受付順を定める。

5 届出方法

候補者本人または、候補者の承諾を得た推薦人によって直接選挙長に届出なければならない。また、必ずしも届出者本人が自ら手続きをする必要はなく、候補者又は推薦人

の代理人が届け出ることができる。ただし、郵便による届出はできない。

6 届出書類

(1) 本人届出の場合

届出書類	備考
1 候補者届出書(本人届出)	
2 供託証明書	
3 宣誓書	
4 所属党派証明書	無所属の場合は不要
5 戸籍の謄本又は抄本	最近のもの
6 通称認定申請書	通称を使用する場合のみ提出
7 立候補の届出代理人証明書	記名（押印無し）方法の代理人による届出又は訂正をする場合は提出

(2) 推薦届出の場合

届出書類	備考
1 候補者届出書(推薦届出)	
2 供託証明書	
3 宣誓書	
4 所属党派証明書	無所属の場合は不要
5 戸籍の謄本又は抄本	最近のもの
6 通称認定申請書	通称を使用する場合のみ提出
7 立候補の届出代理人証明書	記名（押印無し）方法の代理人による届出又は訂正をする場合は提出
8 候補者推薦届出承諾書	
9 選挙人名簿登録証明書	住所氏名のみ記入

7 届出関係書類の記載上の留意事項

(1) 「候補者届出書（公選施行規則第19号様式）」

① 共通事項

ア 書類は楷書で正確に記載する。

イ 数字は算用数字を使用する。（戸籍謄本に記載の本籍が漢数字の場合は例外。）

② 候補者

氏名は必ず戸籍簿に記載されている氏名を正確に記入し、ふりがなを平仮名で付すること。従って、通称名を記載したり、仮名書きに直したりすることはできない。

ただし、次の場合には戸籍簿に記載された氏名により記載したとして取り扱われる。

ア 対応する常用漢字等に更正する場合

戸籍簿に記載された氏名に用いられている漢字のうち、常用漢字表に掲げる通用字体または人名用漢字別表に掲げる字体（以下併せて「通用字体」とい

う。)と異なる字体によって記載されているものがあれば、その対応する通用字体または通用字体に準じて整理した字体に更正して記載する氏名。

〔例〕 澤→沢 櫻→桜 高→高 榮→栄 實→実
 壽→寿 廣→広 斎→齊 嶋→島 瀧→滝

イ 変体仮名を平仮名に更正する場合

戸籍簿に記載された氏名が変体仮名である場合に、これを平仮名に更正して記載する氏名。

ウ 旧仮名使いを現代仮名使いに更正する場合

戸籍簿に記載された氏名が旧仮名使いの文字である場合に、これを現代仮名使いに更正して記載する氏名。

③本籍・住所

戸籍謄(抄)本に記載されているとおり県名から記入すること。住所地が本籍と同じ場合でも必ず県名から番地(号)まで正確に記入すること。

④生年月日

年齢は、選挙期日(7月12日)現在における満年齢を記入すること。

⑤党 派

所属党派証明書に記載された政党その他の政治団体の名称を正確に記入する。いずれの政党等にも属していない場合は「無所属」と記載すること。「なし」や「---」等は不可。

⑥職 業

なるべく詳細に記入する。兼職を禁止されている職にあるものについてはその職名を、また地方自治法第92条の2に規定する地方公共団体(白馬村)と請負関係にある者はそのことを記入する。(上記請負関係にある者が当選した場合、当選告知の日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選を失う。

* (手)P49～50

⑦添付書類欄

添付書類欄で不要な文字は二本線で削除する。

⑧推薦届出の場合

「候補者届出書(推薦届出)(公選施行規則第19号様式の2)」

届出書及び添付書類が異なるので注意する。届出書の候補者記載欄は変わらないが、推薦者の氏名・住所の記入が必要となる。

⑨届出書の押印について

次の1～3の中から自身にとって最も簡便な方法を選択することができる。

1. 届出書にPC等による記名のみで押印しない方法(候補者本人が自署しない場合)

- ・本人届出の場合は、必ず「候補者本人の本人確認書類」の提出又は提示が必要。(推薦届出の場合は、推薦届出者全員の本人確認書類)
- ・届出代理人により届け出る場合には、訂正の有無にかかわらず「立候補の届出代理人証明書」及び「届出代理人自身の本人確認書類」が必要。

2. 届出書に候補者本人の自署をして押印しない方法(候補者本人が自署する場合)

- ・候補者本人が全ての届出書類に氏名を自署する必要がある。
- ・候補者本人の本人確認書類の提出又は提示は不要。
- ・届出代理人により届け出る場合において、書類の訂正が必要になった場合は、届出者本人の印鑑による訂正印をするか、「立候補の届出代理人証明書」及び「届出代理人自身の本人確認書類」が必要。

3. 届出書に記名又は自署したうえで押印する方法

- ・欄外に捨て印が必要。
- ・候補者本人の本人確認書類の提出又は提示は不要。
- ・届出代理人により届け出る場合において、書類の訂正が必要になった場合は、書類に押印してある届出者本人の印鑑による訂正印をするか、「立候補の届出代理人証明

書」及び「届出代理人自身の本人確認書類」が必要。

⑩印鑑の持参

公営物品の受領に際して印鑑が必要となるため、必ず候補者本人の印鑑を持参※すること。(届出書類に押印した場合は押印した印鑑と同じものを持参すること。)

※推薦届出の場合は、推薦届出者全員の印鑑を持参すること。

(2) 添付書類

①「供託証明書」

後述の「9 供託について」を参照すること。

②「宣誓書(公選施行規則第19号様式の3その2)」

選挙期日において住所に関する要件を満たす者であると見込まれること並びに被選挙権があること、他の選挙に立候補していないこと、連座の適用による当該選挙区での立候補制限を科せられていないことを誓う旨の文書。虚偽の宣誓をした場合には処罰の適用となる。

③「所属党派証明書(公選施行規則第19号様式の4)」

政党その他の政治団体に所属する候補者として届け出る場合に必要であり、無所属として立候補する場合は必要ない。

発行者は、政党ごとに選挙の種類によって本部等で決められているので、発行者以外の者による証明の効力は無い。

④「戸籍の謄本又は抄本」

なるべく最近のものを提出する。

⑤「通称認定申請書」

通称使用を希望する場合必要。後述の「8 通称の認定について」を参照すること。

⑥「候補者推薦届出承諾書(公選施行規則第16号様式の12)」

推薦届出の場合必要。推薦届出者宛てに候補者になろうとする者が記入する。

⑦「選挙人名簿登録証明書(公選施行規則第16号様式の13)」

推薦届出者全員の証明が必要となる。選挙管理委員会で発行するので、住所・氏名を記入し、村選挙管理委員会へ申請する。

8 通称の認定

(1) 通称認定の申請

本名(戸籍名)以外に広く一般に通じる呼称を有している場合、選挙長の認定を受けたうえで、本名に代えて通称を使用することができる。

この場合、立候補の届出と同時に「通称認定申請書(公選施行規則第19号様式の5)」を提出する。立候補届出の後、別に通称認定申請書を提出されても受理できないので注意すること。(本名を単に仮名書きする場合も申請書の提出が必要となる。)

(2) 申請者

通称認定の申請者は候補者に限られる。推薦届出の場合にも通称認定申請は候補者が行うことになる。

(3) 説明資料提示

通称使用を申請する場合は、その通称が本名に代わるものとして広く通用していることを証明するに足る資料を合わせて提示しなければならない。

〔例〕公の機関の発行した書類、送達された手紙または葉書等の信書著書等

(4) 資料提示が不要の場合

本名を通常の見方に従って平仮名、またはカタカナ書きとする場合には、資料の提示は必要ない。

(5) 通称が認定された場合

通称認定申請書を提出し、選挙長から認定書が交付された場合は、次の事項について、氏名を記載すべき箇所に通称が使用されることとなり、**戸籍簿に記載された氏名の文字は使用できなくなる。**

- ①立候補届出等の告示
- ②投票記載所の氏名等の掲示
- ③選挙公報
- ④新聞広告

*選挙運動用のポスター、選挙事務所の立札・看板等の表示については通称使用の申請の有無に関係なく候補者が自由に決めてよい。

*通称使用の認定がなされ、公に告示された後は、変更できない。

9 供託について

(1) 供託金額 **15万円**

(2) 供託すべき者

◎本人届出・・・・・・・・候補者本人

◎推薦届出・・・・・・・・推薦届出人（数人連名の場合は、その内の1人）

(3) 供託の方法

法務局提供の資料のとおり。

10 選挙立会人の届出

選挙立会人は各候補者の利益代表的役割を持つと同時に、選挙会（開票）事務が公正に行なわれているように立会う、公益的代表としての役割も併せ持っている。

(1) 立会人の届出

候補者は、「**選挙立会人となるべき者の届出書（公選施行規則第14号様式）**」により、白馬村の選挙人名簿に登録されている者の中から1人を選挙立会人として届出ることができる。この場合、立会人の「**承諾書（公選施行規則第15号様式）**」を添付のうえ、**選挙期日の3日前まで（7月9日午後5時まで）**に届け出なければならない。

(2) 立会人の選定

①届出のあった立会人が10人を超えないとき

いずれも立会人になれる。（ただし、同一の政党にかかる候補者から届出のされた立会人が3人以上ある場合は、選挙長がその中からくじで2人を定める。）また、届出のあった立会人が3人に達しないときは、選挙長が3人に達するまで選任する。

②届出のあった立会人が10人を超えるとき

届出のあった者についてくじを行い10人にする。更にその中に同一の政党等に属する候補者からの届出が3人以上あるときは、その3人以上の立会人についてくじを行い2人に限定する。

③くじの日時・場所

7月9日（木）午後5時から 白馬村役場2階庁議室

立候補届出関係等書類一覧表

届出書類		本人届	推薦届	提出時期	備考
1	候補者届出書 (本人届出)	○		7月7日 8:30-17:00 届出時	
2	候補者届出書 (推薦届出)		○	〃	
3	候補者推薦届出承諾書		○	〃	
4	選挙人名簿登録証明書		○	〃	推薦人のもの
5	供託証明書	○	○	〃	
6	宣誓書	○	○	〃	
7	所属党派証明書	△	△	〃	無所属の場合不要
8	戸籍謄本又は抄本	○	○	〃	
9	通称認定申請書	△	△	〃	使用する場合必要
10	立候補の届出代理人証明書	△	△		記名(押印無し)方法の 代理人による届出又は訂 正をする場合
11	選挙立会人届出書	△	△	7月9日 17:00まで	
12	選挙立会人承諾書	△	△	〃	11の届出と同時

II

～ 選挙運動編 ～

○法改正等により今回の選挙から制度化されたもの

- ・選挙運動に従事する者の報酬及び実費弁償
- ・選挙運動のために使用する労務者の実費弁償の額
(P25、別表、別冊「公費負担(選挙公営)の手引き」)
【公職選挙法施行令第129条第1項及び第4項】
【白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例】
【白馬村議会議員及び白馬村長の選挙における選挙運動の公営に関する規程】
- ・葉書等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げ
(別冊「公費負担(選挙公営)の手引き」)
【公職選挙法第142条、第143条】
【公職選挙法施行令第109条の8、第110条の4第2項第1号のイ】

白馬村選挙管理委員会

第3章 公営物品類の交付

1 公営物品類の交付

立候補届出が受理された後、次の物品等を交付するので内容を確認のうえ受け取ること。

交付物品等	数量
1 街頭演説用標旗	1
2 選挙運動用自動車表示旗	1
3 選挙運動用拡声機表示旗	1
4 自動車乗車用腕章	4
5 街頭演説用腕章	11
6 候補者用通常葉書使用証明書	1
7 選挙運動用通常葉書差出票	8
8 受領証（郵便局長宛）	3
9 新聞広告掲載証明書	2
10 選挙運動用ビラ証紙交付票	1

公営物品を紛失したため、再交付を受けようとする場合には、紛失届を警察に提出するとともに、再交付申請書（紛失の年月日、場所、理由、紛失届年月日及び警察署名等を記載したもの）により申請すること。

（1）街頭演説用標旗

街頭演説を行うときは、必ずこの標旗を演説中掲げておかなければならない。

（2）選挙運動用自動車表示旗

この表示旗は、主として選挙運動のために使用される自動車の前面の見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければならない。

（3）選挙運動用拡声機表示旗

この表示旗は、主として選挙運動のために使用される拡声機の送話口（マイク）の下部等見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければならない。

（4）自動車乗車用腕章

選挙運動用自動車に乗るものは、必ずこの腕章をつけなければならない。ただし、候補者、運転手（1人）はつける必要はない。

なお、この腕章は、街頭演説の際に着用する腕章としても使用できる。

（5）街頭演説用腕章

街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人について15人を超えてはならず、しかもこれらの者は一定の腕章をつけていなければならない。乗車用腕章（4枚）をそのまま街頭演説用腕章として使用することができるので、街頭演説用腕章は11枚交付される。街頭演説において選挙運動に従事する者は、このいずれかの腕章をつけなければならない。

（6）候補者用通常葉書使用証明書（公選郵便規則付録様式1）

(7) **選挙運動用通常葉書差出票（公選郵便規則付録様式3）**

(8) **受領証**

- ①「**選挙運動用通常葉書使用証明書**」を選挙期間中に郵便物の配達事務を取扱う集配郵便局（**大町郵便局**）に提示すれば、候補者1人につき、800枚の通常葉書（選挙用の表示をしてある通常葉書）が無償で交付される。なお、その際には「**受領証**」を提示する。
- ②手持ちの私製葉書又は官製葉書を用いる場合は、**大町郵便局**にこの証明書を提示して選挙用の表示を受けなければならない。この場合も使用できる枚数は、800枚の範囲内に限られる。
- ③選挙用葉書を発送するときは、「**選挙運動用通常葉書差出票**」を添えて、必ず郵便物の配達事務を取扱う郵便局の窓口差し出さなければならない。

(9) **新聞広告掲載証明書（事務取扱規程様式第99号）**

「**新聞広告掲載証明書**」を掲載希望する新聞社に提出すれば1枚につき1回、有料にて新聞広告を出すことができる。（2回まで可能）

(10) **選挙運動用ビラ証紙交付票**

選挙運動用ビラ届出をした候補者に対し、証紙交付票を交付するので、選挙運動用ビラ用証紙（上限1,600枚）を受取る際に証紙交付票を提出すること。

第4章 選挙運動に関する届出等

1 選挙運動に関する届出等

※印の届出様式は推薦届出の場合にのみ提出するもの

選挙運動に関する届出等		備 考
1	選挙事務所設置（異動）届	設置（異動）後直ちに届出
2	※ 選挙事務所設置（異動）承諾書	
3	出納責任者選任届	選任後直ちに届出
4	※ 出納責任者選任承諾書	
5	出納責任者異動届	異動後直ちに届出
6	※ 出納責任者解任承諾書	
7	出納責任者職務代行届	出納責任者及び推薦届出者たる選任者が欠けた時
8	※ 推薦届出代表者証明書	推薦者が複数で1又は3を行う時
9	最高支出額署名書	立候補届出時に提出
10	届出書（報酬を支給する者）	雇い入れ前に届出
11	選挙運動費用収支報告書	5月5日までに提出（領収書写し添付）
12	領収書等を徴し難い支出の明細書	収支報告書と共に提出
13	個人演説会開催申出書	立候補届出後から開催日の2日前までに届出
14	選挙公報掲載申請書	4月8、9日の事前審査の折に提出
15	選挙公報掲載文原稿用紙又は電子データ	同 上

16	選挙公報用写真（2葉又は電子データ）	同 上
17	選挙公報掲載文等撤回(修正)申請書	撤回、修正がある場合に提出
18	明るく正しい選挙を行なう宣言書	
19	選挙運動用ビラ届出書	選挙運動用ビラを頒布する場合
20	選挙運動用自動車の使用契約届出書	選挙運動用自動車を使用する場合
21	選挙運動用ビラ作成契約届出書	選挙運動用ビラを作成する場合
22	ポスター作成契約届出書	選挙運動用ポスターを作成する場合
23	自動車燃料代確認申請書	選挙運動用自動車を使用する場合
24	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書	選挙運動用ビラを作成する場合
25	ポスター作成枚数確認申請書	選挙運動用ポスターを作成する場合

(1) 選挙事務所の届出

選挙事務所は候補者または推薦届出者でなければ設置（異動）することができない。選挙事務所を設置した場合はただちに選挙管理委員会へ届出る。

① 候補者本人が設置する場合

候補者本人が選挙事務所を設置した場合は、「**選挙事務所設置（異動）届（事務取扱規程様式第82号）**」により届出ること。

② 推薦届出者が設置する場合

推薦届出者が選挙事務所を設置した場合は、「**選挙事務所設置（異動）届**」に加えて候補者の承諾書「**選挙事務所設置（異動）承諾書（事務取扱規程様式第84号）**」を提出しなければならない。

また、推薦届出者が複数の場合は「**推薦届出代表者証明書（事務取扱規程様式第85号）**」を添付する。（出納責任者選任の場合と同様）

(2) 出納責任者の届出

① 出納責任者

選挙運動費用の収支について一切の責任を負うべき人が出納責任者であり、出納責任者を選任しないで（届出をしないで）寄附を受けたり、支出をすることはできない。

ただし、例外的に支出が許されるものは、

ア 立候補準備のために要した費用

イ 電話による選挙運動のための支出

ウ 出納責任者から文書による承諾を得た者が支出する場合。

（承諾は、費目ごとに分割して承諾を要する。）

② 選任の届出

出納責任者を選任したときは、選任者（自らが出納責任者となった者を含む）は、「**出納責任者選任届（選挙事務取扱規程様式第124号）**」によってただちに選挙管理委員会に届出なければならない。

推薦届出者が出納責任者を選任した場合には、届出書に「**出納責任者選任承諾書（選挙事務取扱規程様式第125号）**」を添付する。また、推薦届出者が複数いる場合は、更に「**推薦届出代表者証明書（選挙事務取扱規程様式第85号）**」を添付する。（選挙事務所の届出の場合と同様）

③ 異動の届出

出納責任者に異動があったときは、選任者はただちに「**出納責任者異動届（選挙事務取扱規程様式第127号）**」により届出なければならない。

この届出書には、解任または辞任による異動に関するものには、その旨の通知のあった

ことを証明する書面を添付し、出納責任者を選任した推薦届出者がこれを解任した場合には、併せて「**出納責任者解任承諾書（選挙事務取扱規程様式第128号）**」を添付しなければならない。

④ 出納責任者の職務代行

出納責任者に事故があるときまたは出納責任者が欠けたときは、選任者がその職務を代行する。この場合には「**出納責任者職務代行届（選挙事務取扱規程様式第129号）**」を提出しなければならない。また、職務代行をやめたときも同じくこの届出書により届け出なければならない。

(3) 最高支出額署名書の提出

出納責任者及び出納責任者の選任者は、出納責任者の支出することができる金額の最高額（法定費用）を定め、「**最高支出額署名書（選挙事務取扱規程様式第123号）**」に署名押印して届出なければならない。

(4) 事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の届出

① 届 出

候補者は、立候補の届出後選挙期日の前日までの間において、選挙運動のために使用する事務員、専ら選挙運動用自動車上における選挙運動のために使用する者（車上運動員）、専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）及び専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）に対し、実費弁償のほか報酬を支給しようとするときは、「**届出書（公選施行規則第32号様式の2）**」に所要の事項を記載のうえ、あらかじめ選挙管理委員会へ届出なければならない。

なお、届出書に必要事項を記載する場合は、「使用する期間」欄に「何月何日から何月何日まで」と具体的に記載し、また、既に届出たものにつきその使用する期間中にその者に代えて異なる者を届出の場合は、届出にかかる者の氏名等を記載した部分の備考欄に次のように記載する。

氏 名	住 所	年齢	性別	使用する者の別	使用する期間	備 考
甲野乙郎	白馬村大字〇城12番地	〇歳	男	事務員	〇月〇日から 〇月〇日まで	〇月〇日に届けた何某と〇月〇日から交代

② 実費弁償及び報酬の額

支給できる実費弁償及び報酬の額は、別表に掲げる額の範囲内とする。

なお、実費弁償はあくまでも実費として支出されたものに対して弁償されるものであり、例えば600円の食事をした選挙運動に従事する者に対して、700円の実費弁償として支給することはできない。

また、これらは選挙運動費用を膨大ならしめないために一定の制限が設けられており、この制限に違反すると多くの場合は買収の推定を受けることになるので、十分注意する必要がある。

(5) 選挙運動費用収支報告書の提出

① 収支報告書の提出

出納責任者は、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を「**選挙運動費用収支報告書（公選施行規則第31号様式）**」にまとめ、選挙終了後、原則として15日以内に選挙管理委員会へ提出する。

収支報告書には、支出の金額、年月日、支出の目的を記載した領収書の写しまたはその他の支出を証すべき書面の写しを添付する必要がある。

なお、領収書その他の支出を証すべき書面を取り難い事情があったときは、「**領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（公選施行規則第31号様式の2）**」により選挙管理委員会へ報告しなければならない。

② 報告期限

7月27日（月）午後5時まで

③ 収支報告書の公表

村選挙管理委員会では、公職選挙法の規定により収支報告書の要旨を公表する。

また、収支報告書は、村選挙管理委員会に受理された日から3年間保存され閲覧に供される。

(6) 個人演説会の開催申出（公営施設使用の場合）

① 個人演説会を開催できる公営施設

ア 学校

イ 地方公共団体の管理する公会堂

ウ 市町村選挙管理委員会が指定する施設

・白馬村多目的研修集会施設 ・協和ウイング白馬

② 届 出

公営施設使用による個人演説会を開催する場合は、立候補届出後から開催日の前2日の午後5時までに「**個人演説会開催申出書（事務取扱規程様式第112号）**」を提出しなければならない。（7月9日（木）から11日（土）に1回5時間以内で開催可能。1施設1回目は無料。）

③ 公営施設以外の施設で個人演説会を開催する場合

使用する施設の管理者の使用許可を得たうえで開催することができる。選挙管理委員会への届出は必要ない。

(7) 選挙公報掲載申請書の提出

① 発 行

選挙管理委員会は候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を1回発行する。

② 申請期限

選挙公報掲載文の申請期限は、7月7日（火）午後5時であるが、なるべく**6月30日に開催する届出書類事前審査の折に提出すること。**

③ 提出書類等

ア 「**選挙公報掲載申請書（選挙公報発行規程様式第1号）**」 1通

イ 選挙公報掲載文原稿用紙 1通

※電子データの場合はsenkan@vill.hakuba.lg.jpへメールで送信するかCD-RWによること。

ウ 候補者の写真 2葉又は電子データ1つ

④ 撤回、修正

いったん提出した掲載文等を撤回しようとするとき、または修正しようとするときは、「**選挙公報掲載文等撤回（修正）申請書（選挙公報発行規程様式第2号）**」を提出する。その際、掲載文を修正する場合にあっては、新たに印刷または記載し直した掲載文原稿用紙を添えること。電子データで提出している者は別途メールで送信するかCD-RWを添えること。

この撤回、修正の申請期限も掲載申請の場合と同様7月7日（火）午後5時までである。これ以後はどんな理由があっても原稿の撤回、修正はできないので注意すること。

第5章 選挙運動に関する注意点

1 選挙運動の意義

選挙運動の意義については、法律上明確な規定はないが、従来判例、学説等から「特定の選挙につき、特定の候補者の当選を目的として、投票を得または得させるために直接または間接に選挙人に働きかける一切の行為をいう。」とされている。

2 選挙事務所の設置

(1) 選挙事務所の数及び移動

- ① 選挙事務所は候補者1人につき1箇所しか設置できない。
- ② 選挙事務所は1日に1回しか移動できない。(廃止に伴う設置を含む)

(2) 選挙事務所の表示

選挙事務所を表示するため、その場所において、次の文書図画を掲示することができる。また、掲示場所は事務所の所在場所に限り、離れた場所に掲示することはできない。

① ポスター、立札及び看板の類

規格 縦350cm × 横100cm以内
(看板の「足」も含める。縦を横にすることは自由)

数量 通じて3枚以内

「通じて3枚」とは、例えばポスターを2枚使えば、あとは立て札か看板のいずれか1枚しか利用できないということ。なお、両面を使用した場合は、2枚と数えられる。

② ちょうちんの類

規格 高85cm × 直径45cm以内

数量 1個

(3) 設置場所

選挙事務所の設置場所については別段制限はないが、投票日当日もそのまま設置しておく場合は、投票所を設けた場所の入口から直線距離で300m以外の区域に移動しなければならないので注意が必要である。(この場合も異動届が必要)

(4) 休憩所その他これに類似する設備の禁止

有権者や運動員を休息させるため、休憩所その他これに類似する施設、場所等を設けることは一切禁止されている。(選挙事務所または演説会場内に運動員のために休憩場所を設けることは差し支えない。)

3 選挙運動用自動車、拡声機の使用

選挙運動用自動車の公営に関する届出の手続は別紙の「令和8年7月12日執行白馬村議会議員一般選挙公費負担(選挙公営)の手引」をご覧ください。

(1) 選挙運動用自動車の使用

選挙運動用自動車の使用については、候補者1人につき1台に限られ、また選挙管理委員会が交付する表示旗(1枚)を自動車の前面の見やすい箇所に使用中常時掲示しておかなければならない。

① 使用できる車種

ア 乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

- イ 4輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの
- ウ 乗車定員10人以下の乗用自動車であ・イに該等しないもの
- エ 小型貨物自動車及び軽貨物自動車
(軽貨物自動車は乗車定員が4人以上10人以下のものでなくてもよい)

②乗車できる人数

自動車に乗車することができる運動員は、候補者、運転手(1人)を除いて4人に限られ、選挙管理委員会が交付する腕章をつけなければならない。

③車上での選挙運動

走行中の自動車の上では選挙運動はできない(流し連呼を除く)。停止している自動車の上では街頭演説等を行うことができる。

④自動車に掲示できる文書図画

ア ポスター、立札及び看板の類

規格 縦273cm × 横73cm以内

数量 制限はない

イ ちょうちんの類

規格 高さ85cm × 直径45cm以内

数量 1個

⑤車両検査

ア **検査日時** 7月6日(月)午前10時から午前11時まで

イ **検査場所** 白馬村役場駐車場

ウ 注意事項

- ・当日、検査場所への往復の際は、**看板を布やシート等で完全に覆い隠すこと。**
- ・**自動車に看板を付けたリ、スピーカーを取り付けるときには、設備外積載について出発地の警察署の許可を要する必要があるが、必要となる場合はあらかじめ許可を取ること。**

(2) 選挙運動用拡声機の使用

選挙運動のために使用する拡声機は、候補者1人につき1そろいに限られ、選挙管理委員会が交付する表示を送話口の下部などにつけなければならない。また、個人演説会や幕間演説等に拡声機を使用する場合は、別に1そろい使用することができ、表示の掲示も必要ない。

*ここでいう「1そろい」とは、原則としてマイク1個とスピーカー1個及びこれに必要な増幅装置をいうが、マイクが1個である以上、スピーカーはその拡声機に常時固定的に設備されている場合、または、通常の使用方法として認められる限り、その数の如何にかかわらず「1そろい」と解釈する。(実例判例集P1169 S26.3 国警質疑集)

4 言論による選挙運動

(1) 個人演説会

個人演説会とは、候補者の政見の発表、選挙人への投票依頼等選挙運動のために、候補者個人が開催する演説会である。

①公営施設で開催する場合

ア 手続

公営施設で開催する場合は立候補届出後から開催日の2日前の午後5時までに選挙管理委員会に文書で届出なければならない。

イ 時間

公営施設の使用時間は、1回につき5時間を超えてはならない。

ウ その他

開催の申出にあたっては、同一施設について同時に2回以上の申し込みはできない。候補者1人につき、同一施設ごとに1回に限り無料で使用できるが、2回目からは所定の料

金を納付しなければならない。

② 公営施設以外の施設で開催する個人演説会

個人の住宅、神社、寺院等で開催できるが、各施設の管理者の承諾が必要となる。(国や地方公共団体が所有、管理する施設及び病院等では行うことができない。)

③ 個人演説会場で掲示できる文書図画

ア ポスター、立札及び看板の類 (掲示者の氏名、住所を記載しなければならない)

規 格 (演説会場の内部) 制限はない
(演説会場の外部) 縦 273 cm × 横 73 cm 以内

数 量 (演説会場の内部) 制限はない
(演説会場の外部) 通じて 2 枚以内

イ ちょうちんの類

規 格 高さ 85 cm × 直径 45 cm 以内

数 量 会場の内外を通じて 1 個

④ 個人演説会の制限

ア 開催できる者

候補者に限られる。候補者以外の第三者が候補者のために行う合同演説会 (例えば新聞社、婦人会等が主催して行う立会演説会等) は禁止されている。

イ 開催回数

制限はない。

ウ 文書図画の頒布

会場内において、選挙運動用ビラ (選挙管理委員会へ届出し、選挙管理委員会から交付した証紙を貼ったもの) のみ頒布することができる。従って、会場外や他の文書図画を頒布することはできない。

エ 周知方法

候補者が行なうとこととされており、選挙運動用ポスターや選挙運動用ビラ、選挙運動用葉書、インターネット、街頭演説の際に周知ができる。

(2) 街頭演説

街頭演説とは建物や施設を使わないで、街頭やこれに類似する場所 (公園、空地等) で不特定多数の人に向かって行なう演説である。街頭演説は、必ず一定の場所にとどまて行なわなければならない。また、立候補の際に選挙管理委員会から交付される標旗

(1 本) を掲げなければならない。

① 運動員

街頭演説において、その場所で選挙運動に従事できる者は 15 人に限られ、選挙管理委員会から交付される腕章 (運動員証 11 枚・乗車証 4 枚) をつけなければならない。

② 街頭演説ができる時間帯は午前 8 時から午後 8 時までで、それ以外の時間帯は行うことができない。また、学校や病院、診療所等の周辺では特に静穏保持に努めなければならない。

③ 文書図画の頒布、掲示について

街頭演説を行う場所では、原則として選挙運動用ビラ以外の文書図画の頒布、掲示は行うことができない。(自動車にとりつけられているポスター等は差し支えない。)

(3) 幕間 (まくあい) 演説

幕間演説とは、映画や演劇の幕間、青年団や婦人会の会合、会社や工場の休憩時間などに、候補者・選挙運動員・第三者が、そこに集まっている人に向かって選挙運動のために演説することをいう。これは、あらかじめ聴衆を集めて行う「演説会」ではないため、自由に行うことができる。

(4) 個々面接

スーパーマーケット、電車、バスの中、あるいは路上等でたまたま知人等に会ったときに、その機会を利用して選挙運動をすることをいうもので自由に行える。

(5) 電話による選挙運動

電話を使って選挙運動を行うことは、原則として自由である。ファクシミリを使って行う選挙運動は、文書図画の規制を受けるため、選挙運動には使用できない。

5 文書図画による選挙運動

選挙運動のために頒布できる文書図画は、選挙用である旨の表示がしてある選挙運動用通常葉書及び選挙運動用ビラ、さらにはインターネット等を利用する方法、新聞広告及び選挙公報に限られる。回覧板その他の文書図画又はプラカード、看板の類を多数の者に回覧することは、文書図画の頒布とみなして禁止される。

(1) 選挙運動用通常葉書

①使用方法

ア 枚数 候補者1人につき **800枚以内**

イ 方法 立候補届出の際に選挙長から交付される「選挙運動用通常葉書使用証明書」を**大町郵便局**に提示して、選挙用の表示がある官製葉書を求める。あらかじめ、手持ちの官製葉書や私製葉書に印刷しておくことは差し支えないが、この場合も「選挙運動用通常葉書使用証明書」を提示して選挙用の表示を受けなければならない。

ウ 私製葉書 次の点に注意する。

規格 たて14cm～15.4cm × よこ9cm～10.7cm

重量 2g以上～6g以内

地色 白色または官製葉書程度の淡色のもの

②差し出し方法

ア 選挙運動用通常葉書は、選挙運動の期間中（投票日前日まで）に配達されるように、100枚ごとに選挙郵便物差出票（立候補届出の際に選挙長から交付される）1枚を添えて、**大町郵便局**の窓口へ行くこと（神城郵便局、白馬郵便局は不可）。直接ポストへ投入することはできない。また、郵便によらず路上で直接有権者に手渡したり使送することも禁じられる。

イ 記載内容については、利害誘導その他罰則に触れない限り制限はない。

ウ 宛名については、同一世帯内の数人の有権者に対して連名で出すこともできるが、「〇×会社御中」「〇△商事××課御一同様」などと記載し、不特定多数の有権者に対して発送することはできない。

エ 公職選挙法の規定により、選挙運動のために使用する通常葉書の郵送料は無料。

③書き損じ等

選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、またはき損したのものについては、その枚数に限り手持ちの通常葉書を使用できるが、この場合でも先に交付を受け、または表示を受けた郵便局で選挙用である旨の表示を受けることが必要である。書き損じ等の葉書は上記の表示を受けると同時に提出して、選挙運動期間中、郵便局において保管されることになっている。

なお、宛名等を誤って返戻された場合は、訂正して再差し出しはできる（枚数には再計上する）が、代替に表示を受けることはできない。

(2) 新聞広告

①回数

候補者は選挙運動期間中その選択する新聞紙に2回を限り有料で新聞広告ができる。

②方法

届出時に選挙長から交付される「新聞広告掲載証明書（2通交付）」を、希望する新聞社に原稿とともに提出する。広告ができるのは投票日の前日までであって、投票日当日の新聞には掲載できない。

③寸法

横9.6cm、縦2段組以内であって、その場所は記事下に限られる。

④その他

ア 広告内容については特に制限はないが、色刷りは認められない。

イ 立候補届出時に通称使用を認定された場合は、新聞広告はその通称を記載する。

(3) 選挙運動用ポスター

選挙運動用ポスター作成の公営に関する届出の手續は別紙の「令和7年4月20日執行白馬村議会議員一般選挙公費負担（選挙公営）の手引」をご覧ください。

なお、今回の選挙における選挙運動用ポスターの掲示については、ポスター掲示場の設置に関する条例（平成元年白馬村条例第2号）及びポスター掲示場の設置に関する規程（平成元年白馬村選挙管理委員会規程第1号）に基づいて行います。

①枚数

ポスター掲示場の設置箇所は**村内67箇所**（7月6日の告示後に白馬村行政公式ホームページのポスター掲示場位置を前回選挙の内容から更新しますので参照してください。）

従ってポスター掲示場の設置数とポスターの総枚数は一致することとなる。（ただし、貼り替えは自由であるから、総使用枚数は掲示場の設置数より多くなることがある。）

②規格 長さ42cm × 幅30cm以内

掲示場の規格については、縦2段横2列の4区画で、1区画の大きさは縦45cm × 横45cmである。

③法定記載事項

ポスターには、掲示責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人の場合はその所在地と法人名）を記載しなければならない。

④掲示箇所

ポスター掲示場には1辺45cmの正方形の区画が設けてあり、区画の中には算用数字で掲示場の左から上段、下段の順に一連番号が記載してある。ポスターを掲示できるのは、当該候補者の立候補届出受付番号と同じ番号の区画である。

⑤その他

ア 風雨等により容易にはがれないように、糊等でしっかり貼ること。

イ 掲示することができるのは、告示の日（立候補届出後）からでなければできない。また、汚損した場合等には再掲示することができるが、選挙期日にはできないので注意すること。

ウ 立候補届出の際にポスターを検査するので1枚提出すること。なお、そのポスターは返却しない。

(4) 選挙公報

①申請

第4章1（7）を参照

②字数

制限なし

③配布

選挙期日の2日前までに、選挙管理委員会が有権者各世帯へ郵送により配布。

④中止

無投票の場合及び天災その他やむを得ない場合

⑤記載上の注意事項

選挙公報は、提出された掲載文原稿をそのまま印刷します。選挙公報に掲載する大きさは、紙の原稿用紙のほぼ原寸大になります。以下の事項に十分注意の上、原稿を作成してください

い。また、掲載文の内容について村選挙管理委員会が修正などを行うことはありません。

⑤-2 【共通事項】

- ア 原稿用紙の右上の□欄は、候補者の写真を掲載するため、文字等を記載しないこと。
- イ 原稿用紙の右端の氏名欄には、候補者の氏名（戸籍簿に記載された氏名）を必ず縦書きで記載すること。ただし、通称の認定を受けた場合はその通称を記載しなければならず、本名は記載できない。
- ウ 氏名にふりがなを振ることは可能。
- エ 氏名のほか、所属党派名、主要な経歴、年齢及び職業を記載することができる。

⑤-3 【原稿用紙の使い方（紙原稿による申請の場合）】

- ア 掲載文は、必ず村選挙管理委員会が交付した原稿用紙に記載すること。
- イ 掲載文は、原稿用紙の罫線（マス目）の範囲内に記載すること。この範囲を超えた部分については印刷にあらわれないので注意すること。
- ウ 原稿用紙の罫線（マス目）は、記入する際の便宜のために入れたもので、印刷にはあらわれない。
- エ 誤字、汚損、折り目のあるものは、そのまま写るため注意すること。
- オ 原稿用紙は、予備を含め2枚交付するので1枚を提出すること。
- カ 原稿用紙に直筆する場合には筆記用を使用すること。
- キ 原稿用紙に掲載文の内容を書いた紙を貼り付けてもよい。

⑤-4 【原稿用紙の使い方（電子データによる申請の場合）】

- ア 選挙公報掲載文は、村選挙管理委員会が提供する電子データを利用し、Adobe Illustrator又はAdobe Photoshopを用いて作成すること。
- イ 画像解像度はグレースケール350dpi、2階調1200dpiを推奨する。
- ウ 作成した掲載文はCD-RW又はメール（senkan@vill.hakuba.lg.jp）により提出すること。
- エ 掲載文は、枠の範囲内に作成すること。この範囲を超えた部分については印刷にあらわれないので注意すること。
- オ 提出する際の形式は、「アウトライン化されたPDFファイル」（PDF/X1a形式）とすること。

※アウトライン化：文字情報であるフォントをオブジェクト（図形）情報としたもの。図形であるため、文字が変形したりすることが無くなる。

- カ 提出データファイルのタイトルは、次の例により設定すること。

「例：村議選 ○○○○（候補者氏名） 選挙公報原稿.pdf」

- キ 事前審査の際には、電子データを保存したCD-RWとともに、内容確認のため日本工業規格A4版にプリントアウトした原稿を持参すること。（データをメールで提出する場合は、審査の前に送信しておくこと。senkan@vill.hakuba.lg.jpまで。）

- ク 電子データにて提出する場合は、白馬村行政公式ホームページに掲載するai形式及びpdf形式のデータを使用することとし、PDF/X1a形式にして提出ファイル1つのみ提出すること。それ以外の形式による提出は認められない。

※PDF/X1a：印刷用途向けの規格である「PDF/X」のひとつ。PDF/X1aはPDF/Xの中でも最も基本的なフォーマット。

⑥記載又は記録の方法

- ア 掲載文は、通常使用する文字、符号、線、並びに図、イラストレーション及びこれらの類により記載又は記録すること。ただし、写真掲載欄以外に写真は使用できないので注意すること。
- イ 掲載文を作成する場合は、無彩色で記載又は記録すること。網掛けやそれ以外の色素を用いた場合、印刷にあらわれないことがあるため、特に注意すること。
- ウ 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合は、掲載文を記載又は記録できる面積のおおむね2分の1を超えることはできない。

⑦掲載写真

掲載する写真は以下の点に注意してください。

⑦-2 【共通事項】

- ア カラー写真とすること。
- イ 選挙期日前3ヶ月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身の名刺型とすること。

⑦-3 【紙原稿による申請の場合（現像写真）】

- ア 写真の大きさは、縦3.5cm、横3.0cmとし、原稿用紙に貼らずに2枚提出すること。
- イ 裏面に油性ボールペンで党派、氏名を記入すること。
- ウ 光沢のあるものを用いること。
- エ 提出の際、クリップ等で止めないこと。
- オ 裏面に記入する際、ボールペン等で強く書くと表面が損傷するので、注意すること。

⑦-4 【電子データによる申請の場合（写真データ）】

写真データは、原稿用紙データファイルの右上の欄に記録し、顔写真の枠内には、文字等が入らないようにすること。

⑧掲載順序

7月7日午後5時から、選挙管理委員会がくじにより決定する。

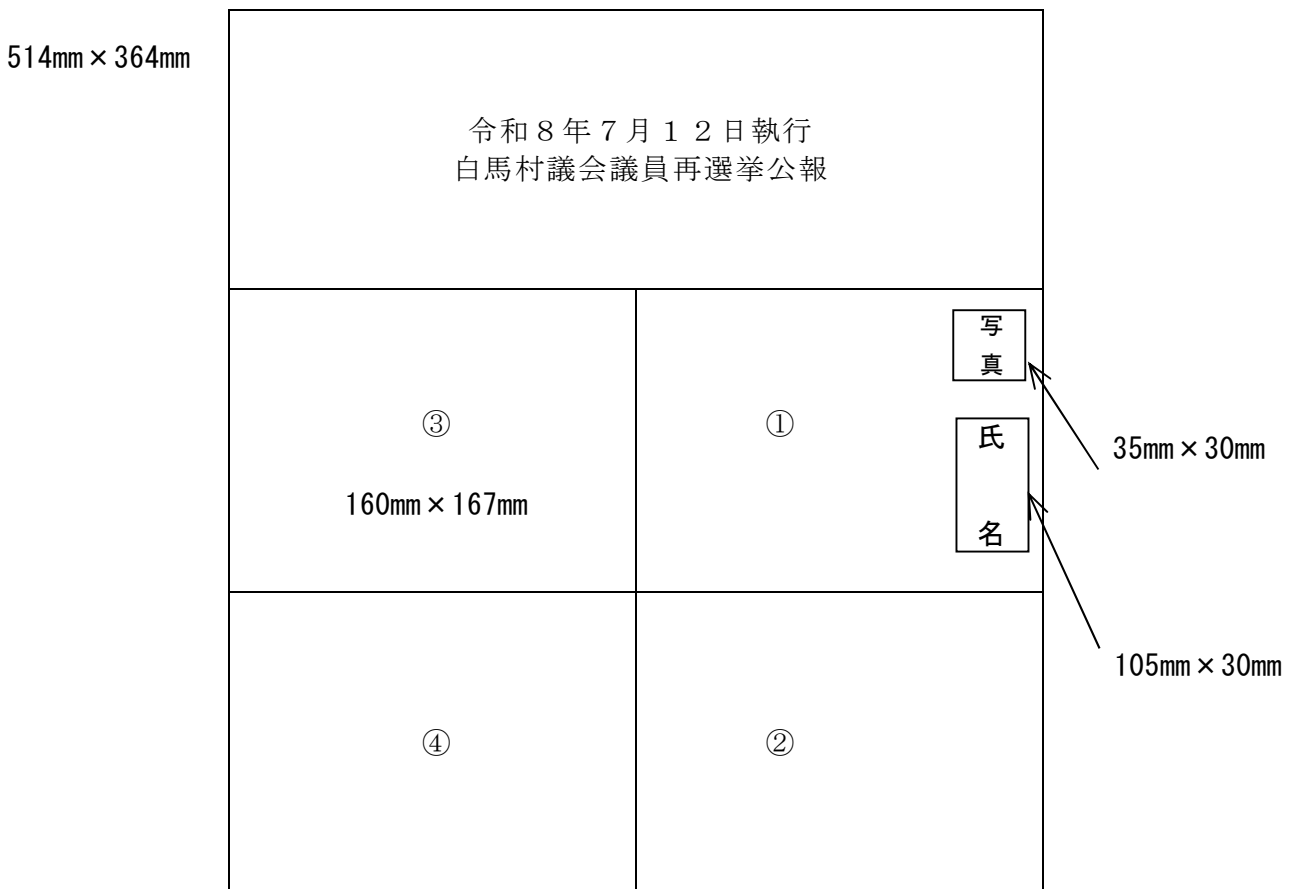
⑨印刷

黒刷りの写真印刷の方法による

⑩お願い

本来、告示日の7月7日午後5時までに申請（修正及び撤回を含む）をすればいいわけだが、選挙人へのより早い確実な配布のために、6月30日に開催する事前審査の折に提出していただくようお願いします。

⑪体 裁



(5) 選挙運動用ビラ

選挙運動用ビラの作成の公営に関する届出の手続は別紙の「令和7年4月20日執行白馬村議会議員一般選挙公費負担（選挙公営）の手引」をご覧ください。

なお、選挙運動用ビラを頒布する場合は必ず選挙管理委員会から交付した証紙を貼らなければ頒布できません。

①届出及び証紙の交付

ビラを頒布する候補者は、選挙管理委員会へビラを1枚添えて届出をしなければならない。届出の際に証紙交付票を交付するので、その交付票を選挙管理委員会へ提出し証紙を受取ること。なお、届出時のビラは返却しない。

②枚数及び種類

2種類以内で、**1,600枚以内**

③規格

長さ29.7cm × 幅21cm 以内(A4判)

④法定記載事項

ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者の住所氏名（印刷者が法人の場合はその所在地と法人名）を記載しなければならない。

⑤頒布方法

ビラに選挙管理委員会より交付した証紙を貼らなければ頒布することはできない。頒布の方法は、新聞折込、候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布に限られる。

(6) インターネット等を利用する方法

①ウェブサイト等を利用する方法

ア 実施者

何人（18歳未満の者等、選挙運動が禁止されている者を除く）でもウェブサイト等を利用する方法により選挙運動が可能である。

イ 表示義務

ウェブサイト等を利用しようとする者は、電子メールアドレスやツイッターのユーザー名、返信用フォームなど、その者に連絡をする際に必要な情報が、受信者の通信端末機器の映像面に正しく表示されるようにしなければならない。

ウ 選挙期日当日等の取扱い

通常選挙運動と同じ選挙運動期間となるため、選挙期日当日はウェブサイト等を更新することができない。ただし、選挙期日前日までに更新されたウェブサイト等は、選挙期日当日も削除せず、受信者の通信端末機器の映像面に表示させることができる状態に置いたままにすることができる。

②電子メールを利用する方法

ア 送信主体の制限

候補者に限られ、それ以外の者については禁止されている。

イ 送信先制限

a あらかじめ選挙運動用電子メールの送信の求め・同意を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（電子メールアドレスを自ら通知した者）に対して、通知のあった電子メールアドレスに送信することができる。

b 政治活動用電子メールアドレスを継続的に受信している者のうち一定の要件を満たす者（詳細は手引参照）に対しては、政治活動用電子メールアドレス（選挙運動用電子メールの送信拒否通知をした電子メールアドレスを除く）に送信することができる。

ウ 記録の保存義務

受信者が電子メールアドレスを自ら通知したことや、選挙運動用電子メールアドレスの送信の求め又は送信への同意があったことを証する記録など、一定の記録を保存しておかなければならない。

エ 送信を拒否された場合

選挙運動用電子メールの送信をしないように求める旨の通知を受けた時は、選挙運動用

電子メールを送信することはできない。

オ 選挙運動用電子メールには、次の事項を表示しなければならない。

- a 選挙運動用電子メールであること
- b 送信者の氏名又は名称
- c 送信者に対し送信拒否通知を行うことができること
- d 送信拒否通知を行う際に必要となる電子メールアドレスその他の通知先

③当選を得させないための活動における表示義務

インターネット等を利用して特定の候補者（必ずしも一人の場合に限られない）の落選のみを図る行為を行う場合、次の事項を表示しなければならない（他の候補者の当選を図ることを目的とするものであれば選挙運動となる）。なお、悪質な誹謗中傷は禁じられている。

ア ウェブサイト等を利用する場合 その者の電子メールアドレス等

イ 電子メールを利用する場合 その者の電子メールアドレス、氏名または名称

④候補者の氏名等を表示した有料広告の禁止

候補者の氏名又はその類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告等は禁止されている。

⑤その他

ア QRコード等

文書図面にバーコードその他これに類する符号、いわゆるQRコード等が記載・表示されている場合、当該コード等を読み取った際に、選挙運動用文書図画と認められる内容が表示された場合には、当該文書図画自体が選挙運動用文書図画と認められることとされる。他方で、文書図画に表示・記載義務のある事項については、QRコードを読み取らなければ表示されない場合は、表示・記載義務を満たしたものとはされない。

イ DVD等

文書図画を記録した電磁的記録媒体の配布は文書図画の頒布とみなされ、選挙運動用文書図画を記録したDVDやUSBメモリ等を頒布することは、法定外の選挙運動用文書図画を頒布する行為とみなされる。

ウ 選挙運動用インターネット情報の印刷

選挙運動用のホームページや、候補者等からの選挙運動用メール等、選挙運動用のインターネット情報を印刷して頒布することはできません。

6 選挙運動に関する各種制限

(1) 選挙運動のできる期間

選挙運動のできる期間は、原則として立候補の届出後から投票日の前日までである。ただし、例外として次に掲げる選挙運動は投票日当日でもできる。

- ①投票所を設けた場所の入口から300m以外の区域に選挙事務所を設置し、または設置された選挙事務所をそのままにしておくこと。
- ②その選挙事務所を表示するために、その場所でポスター・立札・看板の類を通じて3以内、及びちょうちんの類1を掲示しておくこと。
- ③選挙運動期間中に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

(2) 選挙運動の時間による制限

- ①**午後8時から翌日午前8時までの間は、街頭演説を行うことができない。**
- ②街頭演説をする者は、長時間にわたり、同一の場所に留まってすることのないように努めなければならない。
- ③**午後8時から翌日午前8時までの間は、選挙運動用自動車の連呼行為はできない。**

(3) 選挙運動のできる者の制限

選挙の公正を確保し、または選挙人の投票心理に不当な影響を及ぼす恐れがないよう

にすることなどのため、次の者の選挙運動は禁止されている。

- ①選挙事務関係者（投票管理者、開票管理者、選挙長）
- ②特定の公務員
 - ア 選挙管理委員会の委員及び職員
 - イ 裁判官、検察官
 - ウ 会計検査官
 - エ 公案委員会の委員
 - オ 警察官
 - カ 収税官吏及び徴税の吏員
- ③一般職の国家公務員
- ④一般職の地方公務員（その職員の勤務する役所の属する地方公共団体の区域内）
- ⑤地方教育公務員
- ⑥**満18歳未満の者**（選挙運動の単純労務のため使用することは差し支えない。）
- ⑦選挙犯罪者

選挙犯罪等により刑を処せられ、選挙権及び被選挙権を有しなくなった者は、その有しない期間、選挙運動をすることができない。
- ⑧公務員等の地位利用

次に掲げる公務員や、公団等の役職員の地位にある者が、その地位に伴う影響力を利用（例えば、職務上の組織や身分の上下関係を利用したり、許可、認可の職務権限を利用する等）して選挙運動を行うことは禁止されている。

 - ア 国家公務員、地方公務員（一般職、特別職、常勤、非常勤を問わない。）
 - イ 特定独立行政法人の役員もしくは職員
 - ウ 沖縄振興開発金融公庫の役員もしくは職員
- ⑨教育者の地位利用

教育者のうち、国立、公立学校勤務の公務員は、前述のとおり選挙運動が禁止されているが、私立学校の教員については選挙運動を行うことができる。しかし、教育者の選挙運動はその影響するところが大きく不当な影響を及ぼすことがあるので、教育者は、学校の児童、生徒、学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることが禁止されている。

（4）事前運動の禁止

上記（1）のとおり、立候補届出以前の選挙運動は事前運動として一切禁止されている。

ただし、次に掲げる行為は立候補準備行為、選挙運動準備行為として認められている。

- ①立候補準備行為
 - ア 届出書類の作成
 - イ 立候補のための瀬踏み行為
 - ウ 候補者選考会、予選会、推薦会等の開催
 - エ 政党の公認を求める行為
 - オ 供託物を供託する行為
- ②選挙運動準備行為
 - ア 選挙事務所・演説会場等の借入れの内交渉
 - イ 演説会出場依頼の内交渉
 - ウ 出納責任者、選挙運動員等の内交渉
 - エ 事務員・運動員・労務者雇用の内交渉
 - オ 有権者名簿の作成
 - カ 選挙運動用ビラ・ポスター・選挙運動用葉書等の作成、選挙公報等の原稿作成等
 - キ 選挙運動用自動車・拡声機の借入れの内交渉
 - ク 選挙運動資金の調達
 - ケ 選挙運動の方法の協議
 - コ 各種届出書の記入等

③政治活動

- ア 政党、その他の政治団体が行う政策宣伝
- イ 党勢拡張等の活動
- ウ 後援会の結成

(5) 選挙期日後のあいさつ行為の制限

選挙終了後、有権者に対して、当選または落選に関しあいさつする目的で次の行為をすることはできない。

- ①有権者に対して戸別訪問すること
- ②自筆の信書及び当選の祝辞、落選の見舞等の答礼のためにする信書を除くほか、文書図画を頒布、または掲示すること
- ③新聞または雑誌を利用して広告すること
- ④放送設備を利用して放送すること
- ⑤当選祝賀会、その他の集会を開催すること
- ⑥自動車を連れ、または隊を組んで往来するなど氣勢をあげること
- ⑦当選のお礼に、当選人の氏名、政党等の名称を言い歩くこと

(6) 選挙運動のその他の行為の制限

①戸別訪問の禁止

戸別訪問とは、「選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的または投票を得させない目的で、戸別に選挙人の居宅を訪問すること」をいい、一切禁止されている。ここでいう「選挙人の居宅」とは必ずしも個々の有権者宅のみをいうのではなく、官公庁、会社、工場も含まれる。また、「訪問」とは必ずしも居宅内に入らなくとも、相手方の家屋の出入口に接する店先、軒先や道路ばたで訪問すれば戸別訪問となる。

また、選挙運動のために戸別に演説会の開催等について告知する行為は、戸別訪問の類似行為として禁止されている。

②署名運動の禁止

投票を得る目的、投票を得させる目的または得させない目的で、有権者に対し署名運動をすることは一切禁止されている。

③人気投票の公表の禁止

何人も、公職につくべき者を予想する人気投票の経過または結果を公表することはできない。

④飲食物の提供の禁止

何人も、選挙運動に関しては、どのような名目であっても飲食物を提供することはできない。候補者が運動員や労務者を慰労する場合はもちろん、第三者が候補者に対して陣中見舞として飲食物を提供することも禁止される。ただし、次にあげる飲食物は例外として提供することができる。

ア 「湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子」

ここでいう菓子とは、「せんべい」や「まんじゅう」などお茶うけ程度のものをいい、みかんやりんご程度の果物や漬物なども通常用いられる程度を超えない限り、ここでいう菓子に含まれる。酒やビールはもちろん、高価な洋菓子などは提供することができない。

イ 選挙事務所での弁当の提供

- a 運動員、事務員、車上運動員及び労務者に対して、立候補届出後から投票日の前日までの間に、**1食につき1, 500円、1日につき4, 500円**を超えない範囲で弁当を提供することができる。
- b 選挙事務所以外の場所で食事を提供したり、陣中見舞にきた有権者に対して提供することはできない。
- c 選挙運動期間中に提供できる弁当の総数は、225食以内である。
- d 労務者に弁当を提供したときは、報酬から弁当代を差し引いて支給しなければならない

い。(事務員、車上運動員及び手話通訳の場合は、差し引く必要はない。)

⑤ 氣勢を張る行為の禁止

何人も、選挙運動のために自動車を連れ、または隊を組んで往来するなどによって氣勢を張る行為をすることは、大衆などに威圧を加え、有権者の冷静な判断をまどわす場合があるためすべて禁止される。

⑥ 連呼行為の禁止

連呼行為とは、短時間に一定の文句（候補者の氏名等）を連続反復して呼称することをいい、選挙運動のために連呼行為をすることは原則として禁止されている。ただし、次の場合は例外として連呼行為をすることができる。

ア 演説会場、街頭演説または演説の場所で行う連呼

イ 午前8時から午後8時までの間において、選挙運動用自動車で行う連呼（いわゆる「流し連呼」）

ウ 学校、病院、診療所等の周辺で連呼を行うときは、特に静穏保持に努めなければならない。（構内で行うことはできない。）

(7) 寄附の禁止

次に掲げる寄附は、原則として罰則をもって禁止されている。

① 候補者等の寄附の禁止

候補者または候補者になろうとする者は、その選挙に関する否とを問わず、また時期のいかんを問わず選挙区内にある者に対し、寄附をすることができない。ここでいう寄附とは、広範な財産上の利益の供与を指すものであり、中元や歳暮、親しい友人に対する祝儀や香典なども含まれるので注意が必要である。また、候補者は、選挙区内の祭りや運動会に金銭や酒など寄附することもできない。

② 特定の利害関係を有する者の寄附の禁止

ア 本村と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者がその選挙に関してする寄附。

イ 会社その他の法人が融資を受けている場合において、当該融資を行っている銀行等が当該融資につき本村から利子補給金の交付決定を受けたとき、当該交付の決定の通知を受けた日から、当該利子補給金の交付の日から起算して1年を経過するまでの間に法人等がする寄附。

ウ 本村から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の決定を受けた会社その他の法人が、当該交付の決定の通知を受けた日から1年を経過するまでの間、政治活動に関する寄附。

エ 本村から資本金、基本金等の出費または拠出を受けている会社、その他の法人がする寄附

オ 前記のものに対して寄附をすることを勧誘し、要求すること。

③ 候補者等が関係する会社等の寄附の禁止

候補者または候補者になろうとする者が役員または構成員である会社、その他法人や団体は、その候補者の氏名を表示したり氏名に類推されるような方法で寄附を行うことができない。

④ 候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止

候補者等の氏名が表示されまたはその氏名が類推されるような名称が表示されている会社、その他の法人または団体が当該選挙に関し、当該選挙区内の者に対してする寄附は禁止される（いかなる名義であるかを問わない）。

⑤ 後援団体のする寄附の禁止

次に掲げる事項はいずれも令和8年5月8日から令和8年8月6日までの間、禁止されている。

ア 候補者等の後援団体が選挙区内の者に対してする寄附（いかなる名義であるかを問わない）。ただし、次の寄附は除く

a 政党その他の政治団体またはその支部に対してする場合

- b 当該候補者等に対してする場合
 - c 後援団体がその団体の設立目的により行う行事または事業に関しする場合
 - イ 何人も、後援団体の総会その他の集会、見学、旅行において選挙区内の者に対して接待または金銭、記念品を供与すること。
 - ウ 候補者等が、その候補者等の後援団体に対してする寄附（資金管理団体に対する寄附を除く）。
- ※後援団体には、慈善、文化等の目的を主たる目的とする団体であって、すべての活動のうちでは特定候補者の支持、推薦が主たる部分をなしていなくても、その団体の行う政治活動の中では特定の候補者の指示、推薦が主たるものになっているというものも含まれる。

⑥匿名の寄附の禁止

何人も政治活動（選挙運動を含む）に関し、本人以外の名義または匿名の寄附をしたり、その寄附を受けることはできない。

(8) 選挙運動員、労務者等に対する実費弁償及び報酬の支給（別表参照）

①実費弁償の支給

運動員（事務員及び車上運動員を含む）や労務者に対しては、一定の実費弁償が認められている。ただし、運動員には弁当料、茶菓子料のほか、食事代2食分を含めた宿泊料が実費として支給できるのに対し、労務者には弁当料茶菓子料は支給できず、宿泊料も食事代を除いた額しか支給できない。

②報酬の支給

ア 労務者への支給

報酬の額は、1人1日につき10,000円以内とする。なお、労務者に弁当を支給した場合は報酬の日額から弁当の実費に相当する額を差し引いて支給しなければならない。

イ 運動員のうち事務員及び車上運動員への支給

報酬の額は、事務員については1人1日につき**15,000円**以内とし、車上運動員には1人1日につき**20,000円**以内とする。また、1日につき使用できる者の人数は、7人（延35人）である。また、届出書により届出た者でなければ報酬を支給することはできない。

③事務員及び車上運動員以外の一般の運動員に対しては、報酬は支給できない。

ア 実費弁償及び報酬の額等の詳細については別表を参照のこと。

イ 「労務者」とは、選挙民に対し選挙運動を行うことなく、それに付随して行う単純な機械的労務（たとえば、葉書の宛名書き及び発送、看板の運搬、ポスター貼り、自動車の運転等）の対価として報酬を得ることを目的とする行為をする者をいう。

ウ 「事務員」とは、選挙運動に関する事務に従事する者として雇い入れた者をいい、直接選挙民に働きかける行為をする者は含まれない。また、総括主宰者、出納責任者など選挙運動の中心的存在である者や親族等はこれに含まれない。

エ 「車上運動員」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように、専ら選挙運動用自動車に乗り組んで連呼行為等の選挙運動をするために雇い入れた者をいい、必ずしも女性のみに限られない。

(9) 選挙運動費用の制限

公職選挙法では、選挙運動に関する支出（選挙運動費用）の最高額を定め、その範囲内でなければ選挙運動費用の支出ができないものとし、それを超えて支出すれば出納責任者に罰則を科すとともに、連座により当選を無効とする等の制裁を課することとしている。

選挙運動に関する選挙運動費用の最高額は、次の式により計算し、4月15日に村選挙管理委員会が告示する。

$$\text{制限額} = 1,120 \text{円} \times \text{告示日における選挙人名簿登録者数} / \text{定数} 12 + 90 \text{万円}$$

= _____ 円 (100円未満切り上げ)

第6章 収支報告書の提出とその公表

1 収支報告書の提出

(1) 提出期限

令和8年7月27日(月)午後5時まで

ただし、この届出提出後になされた収支については、その収支がなされた7日以内。

(2) 提出書類

- ①選挙運動費用収支報告書
- ②真実の記載がなされていることを誓う旨の文書(報告書様式に付随している)
- ③支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を証明すべき書面の写し(あらかじめ2部徴するか、適宜の方法により写しを作成すること)
- ④領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

(3) 提出義務者

出納責任者

(4) 報告書記載要領

①収入の部

- ア 一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一覧に記載するものとする。なお、寄附については、1件1万円以下のものについても、必要に応じて各件ごとに記載して差し支えない。
- イ 「種別」欄には寄附金、その他の収入の区分を明記する。
- ウ 債務の免除、その他金銭以外の財産上の収受については、その債務または利益を時価に見積った金額を記載する。
- エ 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは「金銭以外の寄附およびその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載する。
- オ 寄附のうち金銭、物品その他の財産上の利益の供与または交付の約束はその約束の日の現在において記載し、その者並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載する。
- カ 選挙運動に係る公営(選挙運動用自動車を除く)費相当額は収入総計に含める必要はないが、「参考」欄に記載すること。

②支出の部

- ア 「区分」欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記する。
- イ 建物、車、飲食物その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、もしくは消費したときは、時価に見積った金額を記載する。
- ウ 「支出の目的」欄には、支出の目的(謝金、人夫賃、選挙事務書借上料、ポスター印刷代等)、員数等を記載する。
- エ 金銭、物品その他財産上の利益の供与または交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びに履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載する。
- オ 支出の費目は次のように区分し、費目ごとに月日順に記載する。
 1. 人件費 (労務者及び選挙運動員に対する報酬)
 2. 家屋費
 - (1)選挙事務所費 (事務所、その備品等の借上料、電話架設費等)

(2) 集合会場費 (個人演説会場借上料とその備品代)

3. 通信費 (事務連絡用電話(借上料、通話料)、葉書、切手等)
4. 交通費 (選挙運動員、事務員、労務者の交通費)
5. 印刷費 (選挙運動用ビラ・ポスター、葉書の印刷費等)
6. 広告費 (立札、看板、ちょうちん、拡声機等)
7. 文具費 (紙、鉛筆、インクその他選挙運動のために使用した消耗品等)
8. 食糧費 (湯茶、菓子、弁当の費用)
9. 休泊費 (休憩、宿泊に要した費用)
10. 雑費 (高熱水等の費用)

カ 選挙運動に係る公営(選挙運動用自動車を除く)費相当額は支出総計に含め、かつ、「支出のうち公費相当額」欄に記載すること。

(5) 注意する事項

① 収入と寄附

収入とは、金銭、物品その他、財産上の利益の収受、その収受の承諾または約束をいう。収入のうち、寄附とは、金銭、物品その他財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束で、党費、会費その他の債務の履行としてなされるもの以外をいう。

寄附もこれを受ける者の立場から見れば、収入の一種に他ならないが、寄附を区別したのは、寄附者の氏名を記入させ、寄附による選挙資金の根源を選挙人に公表しようとする趣旨からである。

ア 拡声機あるいは選挙事務所を無料で借りたときは、借上料を支払わないので一般的には支出しないものと考えられるが、その借上料に相当する額が寄附として収入になり、同時に使用料として支出にもなる。

イ **労務の無償提供も寄附となるのと同時に、人件費に算入される。(雇い入れられた労務者が報酬を辞退した場合、選挙運動員が実費弁償を受けないとき等は寄付となり、かつ、支出となる。)**

ウ 選挙事務所に電話を架設するために要した費用は、選挙事務所費に算入されるが、電話の借上料は通信費に算入される。

エ 自己の資金を引き出しまたは他人から借りて、これを選挙運動用費用に充てた場合には収入になる。

② 支出

支出とは、金銭、物品その他、財産上の利益の供与または交付、その供与または交付の約束をいう。

選挙運動費用に算入する必要のないものは次のとおり

ア 立候補準備のためにかかった費用のうち、候補者または、出納責任者となった者のした支出及びその者と意思を通じてした支出以外のもの

イ 立候補の届出後、候補者または出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの(実質上、電話による選挙運動に要した支出以外は、出納責任者の文書による承諾がない以上は支出することができない。)

ウ 候補者が乗用する車等のためにかかった費用

エ 選挙期日後に、選挙運動の残務整理のためにかかった費用

オ 選挙運動に関し支払う、国、地方公共団体の租税または手数料

カ **公費負担相当額を含む選挙運動用自動車を使用するためにかかった費用**

キ **供託金**

2 収支報告書の公表

提出された収支報告書は、選挙管理委員会がその報告の要旨を公表する。また、受理した日から3年間保存し、この間何人も閲覧を請求することができる。

第7章 その他

1 「明るく正しい選挙を行う宣言」について

本日配布した書類の中に、「明るく正しい選挙を行う宣言」が同封されている。この宣言に署名・押印し、7月7日の立候補届出の際に、提出していただきたい。

2 投票所における氏名掲示について

投票記載台における氏名掲示の氏名掲示の順番は、選挙管理委員会がくじを引いて決める。
4月15日午後5時から役場庁議室にて実施（参観可能）

3 開票時における参観人の制限について

本来、開票時の参観は選挙人であれば自由であるが、会場の広さを考慮し、スムーズな開票作業維持のため、参観人を1陣営1人以内に制限する。事前に各陣営に対し、「参観票」を1部交付するので、当日、参観人は持参すること。（参観票のない者は開票所への入場を許可しない。）

今回の選挙における開票作業については、村ケーブルテレビ（ユーテレ白馬）により、生中継されるのでご協力頂きたい（村民ホールにもモニターを設置する）。

4 法定得票数等について

- (1) 法定得票数 = 有効投票総数 × 1 / 12 × 1 / 4
 (2) 供託金没収点 = 有効投票総数 × 1 / 12 × 1 / 10

5 当選証書の付与について

当選証書付与式を7月13日（月）午前9時から、多目的研修集会施設ホールにおいて執り行うので、当選された方は参会すること。

〔別 表〕

区 分	選挙運動に従事する者（1人当たり）				※3 選挙運動のために使用する労務者（1人当たり）
	一般の選挙運動員	※1 選挙運動のために使用する事務員	※2 専ら車上的における選挙運動のために使用する者	専ら手話通訳のために使用する者	
実 費 弁 償 の 額	鉄道賃	鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額			
	車賃	陸路旅行（鉄道旅行を除く）について路程に応じた実費額			
	宿泊料	1夜につき 23,000円 （食事料2食分を含む）			1夜につき 20,000円 （食事料を含まない）
	弁当料	1食につき 1,500円 1日につき 4,500円			支給できない
	茶菓料	1日につき 1,000円			支給できない
報 酬	報酬を支給することはできない	1人1日につき 15,000円 以内	1人1日につき 20,000円 以内	基本日額 10,000円以内 超過勤務手当 上記の額の5割以内	
備 考		1日当たりの報酬を支給することができる者の人数 合わせて 7人以内 期間を通じてこの5倍を超えない範囲 延人数 35人		基本日額とは日当の意味であり、10,000円という額は8時間の労働にたいして支給するものである	

※1 「選挙運動のために使用する事務員」とは、選挙運動のために雇い入れられた者で、選挙運動に関する事務に従事する者をいい、街頭演説等選挙人に直接働きかける行為を行う者は含まれない。また、使用する者と使用される者という関係にあることが必要であって、親族、友人等の特別信頼関係から選挙運動に関する事務に従事する者は含まれない。

※2 「専ら車上的における選挙運動のために使用する者」とは、いわゆる「うぐいす嬢」のように選挙運動用自動車上において連呼行為等の選挙運動を行うことを本務として雇い入れられた者をいう。

※3 「選挙運動のために使用する労務者」とは、選挙運動を行うことなく、立候補準備行為及び選挙運動に付随して行われる単純な機械的労務（例えば、葉書の宛名書及び発送、自動車の運転、ポスター貼り等）で、自らの労務の対価である報酬の取得を目的とする行為に服する者をいう。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.